２０２６／１０／１９　０９：５７　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成１５年１０月２２日	不動産番号	４１０３０００５８０４６６
地図番号	Ｇ５２	筆界特定	余 白		
所　在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余 白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成１７年６月２０日行政区画変更 平成１７年６月２２日登記	

①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３４番	畑	５９５：	余 白
余 白	余 白	１１６０： ： ：	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和６０年５月９日〕
３４番２	余 白	１１５９： ：	①③３４番２、３４番３に分筆 〔平成４年２月１７日〕
余 白	余 白	余 白 ： ： ：	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１５年１０月２２日

権　利　部　（甲　区）　（所　有　権　に　関　す　る　事　項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成２年７月２５日 第６３９７号	原因　平成２年５月２７日相続 所有者　北秋田郡比内町扇田字長岡下１５番地６ 佐　々　木　和　則 順位２番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１５年１０月２２日

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。